

65歳超雇用推進助成金

65歳以上への定年引上げ等の取組みを実施した事業主に対して助成するものであり、高年齢者の就労機会の確保および希望者全員が安心して働ける雇用基盤の整備を目的としています。

主な支給要件

1. 雇用保険適用事業所の事業主であること。
2. 労働協約または就業規則(以下「就業規則等」という。)による次の(イ)~(ハ)までのいずれかに該当する新しい制度を平成28年10月19日以降において実施した事業主であること。
 - (イ) 旧定年年齢(※1)を上回る65歳以上への定年引上げ
 - (ロ) 定年の定め廃止
 - (ハ) 旧定年年齢及び継続雇用年齢(※2)を上回る66歳以上の継続雇用制度の導入(※1) 法人等の設立日から、上記の制度を実施した日の前日までに就業規則等で定められた定年年齢のうち最も高い年齢をいいます。
(※2) 法人等の設立日から、上記の制度を実施した日の前日までに就業規則等で定められた定年年齢または希望者全員を対象とした継続雇用年齢のうち最も高い年齢をいいます。
3. 上記2に定める制度を規定した際に、経費(就業規則等の作成にかかる委託費、就業規則等の見直しにあたってのコンサルタント費用等の社外の専門家等に支出した費用)を要した事業主であること。
4. 上記2に定める制度を規定した就業規則等を整備している事業主であること。

助成金を受給できない事業主

- 次のいずれかに該当する事業主に対しては、助成金を支給しません。
1. 不正受給をしてから3年以内に申請をした事業主、または申請日後、支給決定日までの間に不正受給をした事業主(不正受給とは、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、または受けようとするをいいます。)
 2. 支給申請した年度の前年度より前のいずれかの年度の労働保険料を納入していない事業主
 3. 支給申請日の前日から過去1年間に、労働関係法令の違反を行った事業主
 4. 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、またはこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主
 5. 暴力団と関わりのある事業主
 6. 支給申請日または支給決定日の時点で倒産している事業主
 7. 不正受給を理由に支給決定を取り消された場合に、機構が事業主名等を公表することについて、同意していない事業主

他の助成金との併給の制限

- 次のいずれかに該当する事業主に対しては、助成金を支給しません。
1. 過去に高年齢者雇用安定助成金のうち、定年引上げ等の措置に関して支給を受けたことがある場合。
 2. この助成金の支給を受けることのできる事業主が、同一の事由により、他の国または地方公共団体等の補助金等の支給を受けた場合。

支給額

実施した制度に応じて、次に定める額を支給します。

- ① 65歳への定年の引上げ・・・100万円
- ② 66歳以上への定年引上げまたは定年の定め廃止・・・120万円
- ③ 希望者全員を66~69歳まで継続雇用する制度の導入・・・60万円
- ④ 希望者全員を70歳以上まで継続雇用する制度の導入・・・80万円

※定年引上げと継続雇用制度の導入を合わせて実施した場合でも、支給額は定年引上げを実施した際の額となります。

申請方法

支給申請書に必要書類を添えて制度の実施日の翌日から起算して2か月以内に、都道府県の支部高齢・障害者業務課(東京・大阪は高齢・障害者窓口サービス課)に提出します。

なお、申請書類は、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページからダウンロードできます。